

令和2年3月4日

令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査  
特別な選抜（追検査）に係る手続き等について

島根県教育庁教育指導課

令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜について、新型コロナウイルス感染症により受検できなかった場合は、特別な選抜（追検査）を実施することとしております。このことの概要は下記のとおりです。

記

1 実施対象

令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜に出願した者で、新型コロナウイルス感染症により医療機関の指示等を受け、学力検査（以下「本検査」という。）を欠席せざるを得なかった者。

2 検査問題

検査問題は県教育委員会において作成する。

3 実施期日及び学力検査場

特別な選抜（追検査）は令和2年3月24日（火）に県教育委員会が指定する検査場で実施し、3月26日（木）に合格者を通知する。このことの詳細は、出身中学校を通して対象者へ連絡する。

4 出願期日及び手続き

- (1) 本検査（3月5日）が新型コロナウイルス感染症により受検できない場合は、出身中学校長を通して出願先高等学校長へ連絡する。ただし、隠岐郡に関する特別措置（検査場特措）を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にもあわせて連絡する。
- (2) 欠席の連絡を受けた出願先高等学校長は速やかに教育指導課に報告し、医師の診断書等の証明書類があり、特別な選抜（追検査）の対象となることを確認する。
- (3) 出身中学校長は受検者に特別な選抜（追検査）の受検希望の有無を確認し、希望があれば以下のものを、3月10日（火）17時までに出願先高等学校長へ持込み又は郵送（簡易書留速達）にて提出する。
  - ア 「特別な選抜（追検査）」受検願（様式Ⅰ）1部
  - イ 証明書類（医師の診断書等）1部
  - ウ 「特別な選抜（追検査）」受検者名簿（様式Ⅱ）3部
- (4) (3)のア～ウの提出を受けた高等学校長は、書類を審査し受検を許可する。